

## 池袋保健所仮移転事業のPPP／PFI手法導入検討結果について

本事業は、独立行政法人都市再生機構（UR）から造幣局跡地の一部を無償で借り受け、仮移転先の建物を整備・運営するものである。なお、将来的には、南池袋二丁目C地区に計画されている再開発ビルに本移転することを予定している。

上記のとおり、本事業は仮移転先の整備であり、施設運営期間が限定されることから、リース方式以外の民間活力導入は困難と考えられる。また、URからの土地無償借受の条件は、敷地を全面的に区施設として利用することであることから、PPPやPFIによる民間施設導入等は不可能である。

したがって、本事業については、「豊島区PPP／PFI手法導入優先的検討ガイドライン」に規定するPPP／PFI手法は採用せず、一般的なリース方式による施設整備・運営を目指すこととする。